

手数料及び返戻金制度

【手数料】

求人者より、下記手数料を申し受けます。

◆職業紹介サービス

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% または 500,000 円のうちどちらか高いほうとする。

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% または 500,000 円のうちどちらか高いほうとする。

◆職業紹介の付加サービス

求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言等のサービスを行う場合、コンサルティング料（成功報酬）として（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% または 500,000 円のうちどちらか高いほうとする。

（返戻金の制度）

入社後 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書に別の定めをする場合がございます。